相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市下吉田六三〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邊　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

山梨県甲府市北口三―九―一八巻法律事務所　相続財産管理人　弁護士　八巻佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区鶴舞四丁目八〇五番地、最後の住所名古屋市昭和区村雲町一九番八号　被相続人　亡　小松　陽治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

名古屋市中区丸の内一―四―一二アレックスビル六階アイ・パトナーズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　出口　敦也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市芸濃町雲林院五八四番地、最後の住所三重県亀山市関町新所一七五二番地　被相続人　亡　黒川　幹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

三重県津市羽所町三四五番地津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区東大文字町一一七四番地、最後の住所京都市伏見区東大文字町一〇七四番地の一　被相続人　亡　太田美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

事務所兵庫県伊丹市伊丹一丁目七番九号ユキシステムビル二階　相続財産管理人　弁護士　安達　絵里

平成二十七年十二月九日

京都府京田辺市田辺中央一丁目五番地五橋本ビル五階　京田辺法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中筋　斉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市西庄四六一番地、最後の住所大阪市北区大深町三番四〇―八〇七号　被相続人　亡　黒田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階　相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府長岡京市神足木寺町三番地一、最後の住所大阪府高槻市奈佐原一丁目三番五〇一―三〇二号　被相続人　亡　横堀　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

大阪市北区西天満五丁目二番一八号三共ビル東館四階　相続財産管理人　弁護士　酒井　由香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市けやき坂一丁目六番地四、最後の住所兵庫県川西市東多田三丁目一番六―四〇六号　被相続人　亡　東出　政人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

事務所　広島市中区白島中町一七番三号　相続財産管理人　弁護士　大澤　久志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区白木町大字志路五六九九番地二、最後の住所広島市西区鈴が峰町四〇番二〇―二〇二号　被相続人　亡　亘　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

事務所　広島市中区白島中町一七番三号　相続財産管理人　弁護士　大澤　久志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市小城町二三三番地、最後の住所福岡県大野城市錦町三丁目二番二六―八〇二号春日原ハイツ八〇二号　被相続人　亡　於保　正健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月九日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番二一号　相続財産管理人　司法書士　牧山　恭久

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年12月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①高島株式会社　②国土交通大臣(4)166　③代表取締役　高島幸一　④東京都千代田区神田駿河台二丁目２番地　廃止した従たる事務所　大阪市中央区本町三丁目１番15号大阪滋賀ビル内　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田駿河台二丁目２番地　高島株式会社　代表取締役　高島幸一

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市都筑区北山田１―11―６　１Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月九日

神奈川県横浜市中区万代町三丁目五番地三　神奈川県石油業厚生年金基金　代表清算人　今関　康裕

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月九日

千葉県千葉市中央区中央港一―一三―一　千葉県ガス石油会館三階　千葉県石油厚生年金基金　代表清算人　石井　清